

京都大学	博士（文学）	氏名	岡田英作
論文題目	瑜伽行派における種姓説の展開 —初期瑜伽行派から中期瑜伽行派へ—		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本論文は、初期から中期瑜伽行派の諸文献に見られる「種姓」に関する記述を網羅的に抽出し、それを分析することにより、その間の種姓説を総合し、その展開を解明することを目指したものである。瑜伽行派以前の種姓説を概観し、先行研究と残された課題を扱う序論、初期瑜伽行派を扱う第1章、中期瑜伽行派を扱う第2章、結論からなる。さらに附論として「菩薩地」「種姓品」の原典研究を付す。</p> <p>第1章では、初期瑜伽行派文献として『瑜伽師地論』『大乘莊嚴經論頌』『中辺分別論頌』を順に取り上げる。『瑜伽師地論』については、古層に属する「本地分」と新層に属する「撰決択分」に大別した上で、『瑜伽師地論』の種姓説を整理、考察する。まず、古層にあたる「本地分」中、「声聞地」から「菩薩地」までの間に、種姓に関する基本的な規定が確立し、種姓説の枠組みが完成した。その枠組みには、三乗の種姓の種別に加え、『瑜伽師地論』独自の、種姓に立脚したか種姓に立脚しないかの区別、すなわち種姓の有無による区別がある。この種姓の有無による区別は、修行者側の修道論的問題として、「声聞地」では般涅槃の到達可能性、「菩薩地」では無上正等菩提の獲得可能性というように、修行者が目指す結果を獲得する可能性の問題として解説される。一方「菩薩地」では、菩薩側の救済論的問題として、三乗の種姓の種別とあわせ、菩薩が衆生を成熟対象や教化対象に区別する際にも取り上げられる。種姓説が修道論的問題として扱われるか救済論的問題として扱われるかというこの点は、『瑜伽師地論』以降の瑜伽行派における種姓説の展開を捉える上で重要な指標と考えられる。</p> <p>次に、新層の「撰決択分」では、「本地分」以来の用語である（1）「種姓に立脚しない者」、「撰決択分」で新たに規定される（2）「確定されていない種姓」、種姓説に代わる理論として提出される（3）「真如所縁縁種子」説の三つが特徴的な規定と言える。（1）「種姓に立脚しない者」は、「声聞地決択」の中で、いわゆる五難六答を通じ、般涅槃し得る性質の永久にない者と決択される。しかし「撰決択分」では、種姓に立脚しない者の救済可能性が明確に否定されたこと以外、『瑜伽師地論』の古層から議論の発展は特に認められない。五難六答と同趣旨はアサンガ著『顕揚聖教論』に継承される一方、「種姓に立脚しない者」は、『大乘莊嚴經論頌』やそれに対するヴァスバンドゥによる注釈書の中でも、『瑜伽師地論』の教説の理解を継承した議論になっている。（2）「確定されていない種姓」は、従来の種姓説の枠組みを超えて「撰決択分」で新たに規定されたものである。条件次第で菩薩と同じ結果を獲得し得る、</p>			

無上正等菩提に進展する声聞の種姓は、『解深密經』における一乗に関する議論に端を發するが、それが「有余依無余依二地決択」で「確定されていない種姓」と規定される。しかし「確定されていない種姓」という語はこれ以上「撰決択分」に見出せず、その後の『大乘莊嚴經論頌』への継承と展開、さらに、アサンガ著『撰大乘論』における『大乘莊嚴經論頌』の受容を俟たねばならない。(3)「真如所縁縁種子」説はアーラヤ識説の中の雑染と清淨に関する議論と関わって種姓説に代わる理論として提出されたものである。真如所縁縁種子説では、出世間的な法が真如所縁縁種子から生じると規定され、般涅槃し得る性質がある種姓の有無や三乗の種姓の種別が障害の種子の有無に拠るため、真如所縁縁種子説は従来種の種姓説を換骨奪胎したものと言える。ここでの争点はアーラヤ識に存在する出世間的な法の種子を認めるか否かであるが、『大乘莊嚴經論頌』や『中辺分別論頌』といった初期瑜伽行派文献では、アーラヤ識という語自体が現れず、アーラヤ識説の中の雑染と清淨自体が問題とならないため、アーラヤ識に存在する出世間的な法の種子は議論されることもなく、種姓説が採用される。第2章で扱うアサンガの『撰大乘論』所説の「聞熏習種子」説は、この「真如所縁縁種子」説を承けたものと考えられる。以上のように、「撰決択分」では、種姓に立脚しない者の救済可能性という「本地分」以来の問題、『解深密經』所説の一乗理解からの影響、アーラヤ識説の中の雑染と清淨に関する議論を承ける形で、三方向の種姓説に関する議論が認められる。『瑜伽師地論』以降の瑜伽行派文献では、これらの方向性を文献ごとに継承しながら、種姓説が展開する。特に、アーラヤ識説の中の雑染と清淨に関する議論については、その議論に応じて種姓説が採用されるか否かが分かれるため、『瑜伽師地論』以降の瑜伽行派の種姓説の展開を捉える上で重要な分水嶺となる。

第2節では、『大乘莊嚴經論頌』を取り上げ、『瑜伽師地論』との対応関係を中心に、その種姓説を整理、考察する。『大乘莊嚴經論頌』は『瑜伽師地論』の種姓説を受容し、『瑜伽師地論』「撰決択分」で新たに規定された「確定されていない種姓」を中心に、一乗説から影響を受けつつ独自の種姓説を展開するが、その種姓説は「種姓品」以外の章と「種姓品」の二つに区分できる。そのうち、「種姓品」以外の種姓説は、「種姓品」第6偈所説の「確定された」「確定されていない」という種姓の区別に基づいており、確定されていない者は仏陀側の救済論的問題として取り上げられる。「述求品」に見られる一乗たることに関する議論が一例になるが、そこでは、一乗たることの理由に種姓の区別が挙げられ、確定されていない声聞を如何に大乘に引き入れるかが課題となっている。このように『大乘莊嚴經論頌』の「種姓品」以外の章では、種姓に関する議論の中心に確定されていない者がある。一方、「種姓品」中の種姓説は、第2偈や第4偈の種姓に関する規定に基づいている。第4偈所説の「徳性を引き出すこと」(guṇôttāranatā)という種姓の語義解釈に基づいて、第9偈と第10偈があ

り、また、第2偈所説の種姓の四つの存在根拠が敷衍される形で第12偈や第13偈がある。以上のように、『大乘莊嚴經論頌』における種姓説は、「種姓品」の外と内とでの展開を認めることができる。

第3節では『中辺分別論頌』を取り上げ、種姓という語が見出される偈頌を中心に種姓説を考察する。『中辺分別論頌』の種姓に関する記述は、『瑜伽師地論』『大乘莊嚴經論頌』に比してはるかに少なく、わずか二偈にすぎない。その二偈には『瑜伽師地論』「本地分」の「声聞地」や「菩薩地」の所説との対応が認められるが、「撰決択分」からの影響は認められない。また、『瑜伽師地論』における種姓説の理解を超えるものではなく、独自性を見出すことは難しい。

第2章では、中期瑜伽行派論師としてアサンガ、ヴァスバンドゥを扱う。まず、第1節において、アサンガの著作に見られる種姓に関する記述を取り上げ、その種姓説を整理、考察する。『顕揚聖教論』において、アサンガは、アーラヤ識が種姓を把持するような形で、種姓説とアーラヤ識説との両立が可能とし、その上で、『瑜伽師地論』の種姓説の中でも古層に属する「本地分」を受け継ぐ形で、種姓説に基づく修道体系を構築している。種姓説については、種姓の有無による区別や、声聞、独覚、如来ないし菩薩という三乗の種姓の種別を取り上げて、種姓説を菩薩側の救済論的問題としてだけではなく、修行者側の修道論的問題としても扱っている。『撰大乘論』では、種姓に直接触れることはないが、『瑜伽師地論』「撰決択分」所説の真如所縁縁種子説の問題意識を継承し、「所知依分」の中でアーラヤ識について雑染と清浄に関する問題を議論し、種姓説に代わる新たな理論として「聞熏習種子」説を提出する。一方、「彼果智分」の諸仏の法身に関する一連の議論の中には、『大乘莊嚴經論頌』からの引用ないし類同文という形で、種姓に関する記述が見られるが、そこには『顕揚聖教論』に説かれるような種姓の有無による区別はなく、種姓の確定不確定による区別に関心が移っている。また、仏陀から見た種姓という観点に限って種姓説を取り上げ、いわゆる仏陀側の救済論的問題として扱っている。それに伴って、種姓説が関わってきた修行者側の修道論的問題の側面が弱まり、修行者自身の種姓の問題は、種姓説に代わって聞熏習種子説が担うことになる。最後に、『聖解深密釈』は、瑜伽行派における種姓説を受け継ぎ、独自性を見出し難い。

『仏随念注』でアサンガは、種姓という語がない注釈対象に対して種姓という観点から注解を施しており、その点に種姓説の独自の展開を見ることができる。また、『撰大乘論』と同様、種姓説を仏陀側の救済論的問題として取り上げている。そして、三乗の種姓に対し種姓の確定不確定による区別を適用することから、五種姓説の要素としては無種姓を除いた四種を数えることになる。その上で、何れの種姓にも救済可能性を認めている。このように、種姓の有無による区別から種姓の確定不確定による区別へと次第に移行する点、また、仏陀側の救済論的問題として扱うようになる

点に、アサンガの種姓説の特徴がある。

第2節では、先行する瑜伽行派文献における種姓説を踏まえた上で、ヴァスバンドゥの著作から種姓に関する記述を取り上げ、ヴァスバンドゥによる種姓説を整理、考察する。『唯識三十頌』などの自身の著作の修道論的文脈において種姓という語が確認できない以上、ヴァスバンドゥは、修行者側の修道論的問題として種姓説を扱うことには消極的であったと言える。

一方、先行する瑜伽行派文献や大乘経典といった他の文献に対する注解という形では、瑜伽行派の種姓説を受容している。例えば、『大乘莊嚴經論釈』や『中辺分別論釈』では初期瑜伽行派の種姓説、『撰大乘論釈』ではアサンガの種姓説を受容し、また、大乘経典に対する注釈書においては、経文における種姓という語の有無に関わらず、種姓という観点から注解を施す中に種姓説の受容を窺い知ることができる。しかし、ほとんど全ての解説が、初期瑜伽行派の種姓説の理解の範囲内に収まるため、独自性は見出し難い。

『仏随念広注』において、ヴァスバンドゥは、アサンガ同様、種姓説を仏陀側の救済論的問題として取り上げるが、三乗の種姓と確定されていない種姓に、無種姓を加えて五種姓を数え、衆生の中に救済可能性が永久にない、種姓のない者の存在を認めている点に、アサンガとの相違がある。このことから瑜伽行派における五種姓説の成立年代はヴァスバンドゥまで遡ると言える。『仏随念広注』以外の注釈書を含めた、五種姓説中の無種姓に関する理解に、いわゆる「五姓各別」説との共通性を見出すことができる。このように、アサンガが『撰大乘論』や『仏随念注』で種姓のない者を扱わないのに対し、ヴァスバンドゥは『仏随念広注』をはじめとした注釈書の中で種姓のない者に再び焦点をあてる。これがヴァスバンドゥの種姓説の特徴である。

以上のことから、初期瑜伽行派から中期瑜伽行派までの種姓説の展開は、次のように俯瞰できよう。まず、初期瑜伽行派においては、『瑜伽師地論』「本地分」の段階で、修行者側の修道論的問題に関連して、種姓に関する基本的な規定が確立し、「本地分」中「菩薩地」で、種姓説が菩薩側の救済論的問題としても扱われはじめる。続く「撰決択分」の段階になると、「本地分」以来の種姓に関する問題として「種姓に立脚しない者」、瑜伽行派の新たな教理理論に基づいて「確定されていない種姓」、種姓説に代わる理論として「真如所縁縁種子」説が取り上げられる。『大乘莊嚴經論頌』や『中辺分別論頌』の種姓説は、この『瑜伽師地論』を前提に展開する。特に『大乘莊嚴經論頌』は、『瑜伽師地論』「撰決択分」の問題意識を継承し、一乗説からの影響も受けながら、確定されていない種姓を中心に独自の種姓説を展開する。中期瑜伽行派では、アサンガは『顕揚聖教論』の段階で『瑜伽師地論』の種姓説、『撰大乘論』の段階で『大乘莊嚴經論頌』の種姓説を受容し、次第に種姓の有無による区別から種姓の確定不確定による区別へと移行する。また、『撰大乘論』『仏随念注』

では、種姓説を仏陀側の救済論的問題として扱うようになる一方、『摂大乘論』では、『瑜伽師地論』「撰決択分」の問題意識を継承し、アーラヤ識説の中の雑染と清浄に関する議論と連動する形で、種姓説に代えて「聞熏習種子」説に修行者自身の種姓の問題を担わせている。ヴァスバンドゥは修行者側の修道論的問題として種姓説を扱うことには消極的であるが、『仏隨念広注』では、アサンガの種姓説を受容し、仏陀側の救済論的問題として種姓説を扱いながらも、アサンガと異なり五種姓説の立場を採る。そして『瑜伽師地論』で問題となった種姓のない者に再び焦点をあて、衆生の中に救済可能性が永久にない者の存在を認めている。

最後に、初期瑜伽行派から中期瑜伽行派までの種姓説の展開が明らかになった今、以下の二点を今後の課題に挙げておきたい。ひとつは中期瑜伽行派以降の種姓説の解明である。ヴァスバンドゥと同時代とされる『入楞伽經』『宝性論』における種姓説、また、中期瑜伽行派よりも後代の文献として『現觀莊嚴論』、後期瑜伽行派の注釈文献、中観派文献における種姓説について従来研究成果を再検討した上で、種姓説の展開を明らかにする必要がある。もう一つは、初期瑜伽行派、特に『瑜伽師地論』「本地分」における種姓説とそれ以前の種姓説の関連性の解明である。初期瑜伽行派における種姓説が瑜伽行派に至るまでの種姓説とどの程度繋がりを有しているかについても、瑜伽行派との関係が深い大乘經典や説一切有部文献を中心に、網羅的に検討してゆく必要があるであろう。

(論文審査の結果の要旨)

「種姓説」とは、仏教においてさとの可能性を保証する資質をめぐって論じられてきたものである。「種姓」(gotra)は、広義には「家系」「素生」を意味するが、仏教文献では解脱し得る資質を意味するようになる。時代が下がると、声聞乗、独覚乗、菩薩乗の三乗に基づいて三種の種姓が区別されて説かれる一方、逆に、その種姓が本来無区別であることが強調され、すべての衆生が如来蔵を備え、等しく如来になる資質を持つと主張されることもある。これまでインド仏教における種姓に関する研究は、後者の如来蔵思想を中心に進められてきた。如来蔵思想の教義には非常に特徴的な点がある上、一乗を説くことから大乘仏教と親和性が高く、より注目されやすかったことが理由のひとつと思われる。しかし、そのために、それに先行する瑜伽行派がいかに種姓を説いたか、あるいは、瑜伽行派が、声聞種姓、独覚種姓、菩薩種姓の三つに加え、不定種姓、無種姓を説く時、その内容がどのようなものであるか等は、厳密に検討されないまま残されていた。その点に強い問題意識を持って書かれた本論文は、如来蔵思想が現れるまでの瑜伽行派の著作を対象とし、種姓に関する記述を網羅的に取り上げた上で、初期ならびに中期瑜伽行派の種姓に関する議論を総合し、その展開を明らかにしようとした労作である。

論者は、第一章で、初期瑜伽行派文献として、瑜伽行派の基本的な典籍である『瑜伽師地論』『大乘莊嚴經論頌』『中辺分別論頌』を取り上げ、『瑜伽師地論』の中での議論の発展と、それが『大乘莊嚴經論頌』や『中辺分別論頌』に受け継がれる様子を追う。第二章では、中期瑜伽行派論師のアサンガ、ヴァスバンドゥを取り上げ、その種姓説を考察する。アサンガの著作として『顕揚聖教論』『撰大乘論』『解深密釈』『仏随念注』を、ヴァスバンドゥの著作としては、瑜伽行派文献に対する注釈と大乘經典に対する注釈を取り上げ、先行文献との関係を明らかにしている。

本論文の特筆すべき点は三つある。第一は、『瑜伽師地論』を存分に活用し、種姓に関する議論の枠組みを整備した点である。『瑜伽師地論』は一時に成立したのではなく、古層と新層に区別できるが、論者はまず古層の考察から始め、「声聞地」から「菩薩地」へと種姓説が発展する中で種姓説の枠組みが確立し、それにもなって種姓の有無という区別が導入されたことを指摘する。さらに、「菩薩地」の中の教化対象の区別が種姓を通して議論されることに注目し、種姓の議論に修道論的側面と救済論的側面の二つがあることを明確にし、これを一つの指標として扱う。一方、新層の「撰決択分」の種姓に関する議論は、「本地分」を引き継ぐ「種姓に立脚しない者」、「撰決択分」で新たに規定される「確定されていない者」、最後に、種姓に代わる理論として提出される「真如所縁縁種子」説の三つに整理した。そして、これを『瑜伽師地論』以降の議論を扱う起点としたことが、本論文の見通しをよくする重要な鍵となっているのである。

その観点から論者は、種姓に立脚しない者については、「撰決択分」には、種姓に立脚しない者の救済可能性が明確に否定されたこと以外、『瑜伽師地論』の古層から

議論の大きな発展は見られず、『大乘莊嚴經論頌』やそのヴァスバンドゥ注も『瑜伽師地論』の教説理解を継承した議論になっていること、確定されていない種姓は従来の種姓説の枠組みを超えて「撰決択分」で新たに規定されたものであり、それが『大乘莊嚴經論頌』に継承され、さらに、アサンガ著『撰大乘論』にも受容されること、真如所縁縁種子説はアーラヤ識説の雑染と清浄に関する議論と関わって種姓説に代わる理論として提出されたものであり、般涅槃の可能性や三乗種姓の区別は障害の種子の有無に拠るため、従来の種姓説を換骨奪胎したものと考えられること、また、この真如所縁縁種子説が、アサンガ著『撰大乘論』所説の聞熏習種子説に繋がっていくことを指摘している。

第二の特色は、本論文が、中国、日本で問題になるいわゆる「五姓各別」説も意識しながら書かれていることである。もちろん「五姓各別」が本論文の主題ではないため、それを直接取り上げることはないが、資質のある者の否定にあたる *agotrastha* や *aparinirvāṇadharmaka* に特に注目して議論したり、附論の形で『仏地経論』を取り上げ「五姓各別」に触れたりする点に、その意識がはっきりと見える。本論文は、インドにおける五姓説の成立過程を提示するものとも言うことができ、関連する諸問題に新たな資料を提供するものである。

第三の特色は、厳密な文献学的な手法の上に本論文の議論が構築されていることである。副論文として提出された「菩薩地」「種姓品」のサンスクリット校訂テキストとその訳注がその点を如実に示している。「菩薩地」には既に校訂テキストが複数出版されていたが、その校訂に問題が残るため、本論文に直接関係する章ひとつを再度写本も確認する形で再校訂したのが副論文である。さらに、副論文以外の原典テキストについても、同様の細心の注意が払われていることも付け加えておきたい。

しかし、本論文にも問題がないわけではない。瑜伽行派に先行する種姓説について序論にまとめているにも関わらず、先行する種姓説との関連について全く言及がないのは惜しまれる。和訳や本文に晦渋な表現が残るのも改善が必要な点に数えられる。また、論者が初期あるいは中期瑜伽行派文献を網羅的に取り上げたために、著者問題が残る論書も少なくなく、著者問題にも触れてもう少し丁寧に議論した方がよかったと思われる箇所も散見される。もっとも本論文で取り上げた種姓に関する議論が、逆に著者問題に新たな資料を与えることにもなり、有用な点もある。また、これらの問題は論者も認識しており、今後の課題とすべきものと考えられ、本論文の価値を損なうものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。平成29年12月28日、調査委員4名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。